⑵　上記⑴により求められた差が調製濃度の±20％の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記⑴で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び分析を行う。その結果、上記⑴により求められた差が再び調製濃度の±20％の範囲を超えた場合には、上記４及び５の操作により試験し直す。

別表第26の１㈣中「１⑷」を「１⑺」に改め、同表の１中㈣を㈤とし、同㈢中「１⑶」を「１⑹」に改め、同表の１中㈢を㈥とし、㈡の次に次のように加える。

⑶　メチルアルコール

別表第25の１⑶の例による。

⑷　内部標準原液

別表第25の１⑷の例による。

⑸　内部標準液

別表第25の１⑸の例による。

この溶液１mlは、ジェオスミン－d_3をＡ液では0.1μg、Ｂ液では0.01μg、又は、２，４，６－トリクロロアニソール－d_3をＡ液では0.4μg、Ｂ液では0.04μg含む。

別表第26の２中㈨を㈪とし、㈧の次に次のように加える。

⑼　トラップ管

内径２㎜以上、長さ５～30㎝のもので、ステンレス管又はこの内面にガラスを被覆したものにポリ－２，６－ジフェニル－ｐ－ジフェニレンオキサイドを0.2～0.3ｇ充填したもの又はこれと同等以上の吸着性能を有するもの

ただし、トラップ操作を行わない場合は、この装置を使用しなくてもよい。

⑽　脱着装置

トラップ管を180～250℃の温度に急速に加熱できるもの

ただし、トラップ操作を行わない場合は、この装置を使用しなくてもよい。

別表第26の４㈠中「0.000002～0.0002㎎／Ｌ」を「0.000001～0.0002㎎／Ｌ」に改め「に採り、」の下に「内部標準液Ｂを検水10mlに対して５μlの割合で注入する。」を加え、「固定する」を「密閉する」に改め、同㈡を次のように改める。

⑵　分析

上記⑴で得られた試験溶液の気相の一定量をガスクロマトグラフ－質量分析計（トラップ操作を行う場合にはトラップ管及び脱着装置を接続したもの）に注入し、別表第25の表１に示すジェオスミン及び２－メチルイソボルネオールのそれぞれと内部標準物質とのフラグメントイオンのピーク高さ又はピーク面積の比を求め、下記５により作成した検量線から試験溶液中のジェオスミン及び２－メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度を求め、検水中のジェオスミン及び２－メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度を算定する。

別表第26の５中「メスフラスコ」の下に「４個以上」を加え、「それぞれにメチルアルコールを」を「それぞれに内部標準液Ａを１ml加え、更にメチルアルコールを」に、「２μl」を「５μl」に改め、「注入する。」の下に「この場合、調製した溶液のジェオスミン及び２－メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度は、上記４⑴に示す検水の濃度範囲を超えてはならない。」を加え、「、ジェオスミン及び２－メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度とピーク高さ又はピーク面積との関係を求める。」を「（内部標準液Ｂを注入する操作は除く。）、ジェオスミン及び２－メチルイソボルネオールのそれぞれと内部標準物質とのフラグメントイオンのピーク高さ又はピーク面積の比を求め、ジェオスミン及び２－メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度との関係を求める。」に改め、同表の５の次に次のように加える。

６　空試験

精製水を一定量採り、以下上記４⑴及び⑵と同様に操作してジェオスミン及び２－メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度を求め、上記４⑴に示す検水の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記４⑴及び⑵と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

７　連続試験を実施する場合の措置

オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。

⑴　おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記５で調製した溶液の濃度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の濃度（以下この７において「調製濃度」という。）に調製した溶液について、上記４⑴及び⑵に示す操作により試験を行い、算定された濃度と調製濃度との差を求める。

⑵　上記⑴により求められた差が調製濃度の±20％の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記⑴で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び分析を行う。その結果、上記⑴により求められた差が再び調製濃度の±20％の範囲を超えた場合には、上記４及び５の操作により試験し直す。

別表第27の１㈣中「１⑷」を「１⑺」に改め、同表の１中㈣を㈤とし、同㈢中「１⑶」を「１⑹」に改め、同表の１中㈢を㈥とし、㈡の次に次のように加える。

⑶　メチルアルコール

別表第25の１⑶の例による。

⑷　内部標準原液

別表第25の１⑷の例による。

⑸　内部標準液

内部標準原液をメチルアルコールでジェオスミン－d_3では2000倍に、２，４，６－トリクロロアニソール－d_3では500倍に薄めたもの

この溶液１mlは、ジェオスミン－d_3を0.5μg、又は、２，４，６－トリクロロアニソール－d_3を２μg含む。

この溶液は、使用の都度調製する。

別表第27の２中⑸を㈦とし、㈣を㈥とし、㈢を㈤とし、㈡を㈢とし、㈠の次に次のように加える。

⑷　脱水用カラム

無水硫酸ナトリウムを詰めたもの又はこれと同等以上の脱水性能を有するもの

別表第27の２中㈠の次に次のように加える。

⑵　ねじ口バイアル

別表第17の２⑵の例による。

別表第27の４㈠中「調製したもの）を」を「調製したもの）に内部標準液５μlを加え、」に改め、「採る。」の下に「遠心分離による水分の除去が十分でない場合は、固相カラムとあらかじめジクロロメタンで洗浄した脱水用カラムを直列に接続し、固相カラム側からジクロロメタン４mlを緩やかに流し、試験管に採る。」を加え、同㈡中「ジェオスミンは112、111、125、２－メチルイソボルネオールは95、107、135の」を「別表第25の表１に示すジェオスミン及び２－メチルイソボルネオールのそれぞれと内部標準物質との」に、「ピーク面積を求め、下記⑶で求めた空試験のピーク高さ又はピーク面積を差し引いた後」を「ピーク面積の比を求め」に改め、同㈢を削り、同表の５中「メスフラスコ」の下に「４個以上」を、「500mlとする。」の下に「この場合、調製した溶液のジェオスミン及び２－メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度は、上記４⑴に示す検水の濃度範囲を超えてはならない。」を加え、「濃度とピーク高さ又はピーク面積」を「それぞれと内部標準物質とのフラグメントイオンのピーク高さ又はピーク面積の比を求め、ジェオスミン及び２－メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度」に改め、同表の５の次に次のように加える。

６　空試験

精製水500mlを採り、以下上記４⑴及び⑵と同様に操作してジェオスミン及び２－メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度を求め、上記４⑴に示す検水の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記４⑴及び⑵と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。